

事務連絡
令和7年7月16日

都道府県下水道担当課長	殿
政令指定都市下水道担当部長 (上記、各地方整備局等経由)	殿
市町村下水道担当部長・課長 (上記、各都道府県経由)	殿
日本下水道事業団事業調整課長	殿
都市再生機構下水道担当課長	殿

国土交通省水管理・国土保全局
上下水道企画課管理企画指導室長
下水道事業課事業マネジメント推進室長

下水道圧送管路工事等における作業時の安全確保の徹底について

本年3月7日(金)、秋田県発注の下水道圧送管路補修工事において、管路補修後の通水試験を行ったところ、マンホール内で作業をしていた作業員1名が意識を失い、その後、地上にいた作業員2名も何らかの理由でマンホール内で意識を失っているところを発見され、その後救助隊員により救出されましたが、3名とも死亡が確認されました。

この事故を受けて秋田県が設置した、秋田県下水道管路補修工事での事故を踏まえた安全対策検討委員会で提言書「安全な下水道管路作業のために～酸素欠乏・硫化水素中毒事故を二度と繰り返さない～」^{*1}が取りまとめられました。このなかで「今回の事故は、圧送管路のリスクとして広く知られている硫化水素ガスによる危険性に加え、酸素濃度の低下も発生要因と考えられ、圧送管路に内在する新たなリスクとして重要な危険要素と認識される」と示され、今後の再発防止策として、従来の労働安全衛生管理の徹底に加え、圧送管路での具体的なメンテナンス作業を想定した安全管理対策等に取り組むこととされました。

各下水道管理者におかれましては、下水道圧送管路工事等において、当該事故要因や再発防止策を参考とするとともに、酸素欠乏症等防止規則(昭和47年9月30日労働省令第42号)や「下水道管きょ内作業の安全管理に関する中間報告書」(平成14年4月、下水道管きょ内作業安全管理委員会)^{*2}に基づき、安全管理に対する指導を徹底することで受注者の安全意識の醸成を図り、事故の未然防止に努めていただくようお願いいたします。

※1 安全な下水道管路作業のために～酸素欠乏・硫化水素中毒事故を二度と繰り返さない～

<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/90372>

※2 「下水道管きょ内作業の安全管理に関する中間報告書」（平成 14 年 4 月）

<https://www.mlit.go.jp/common/000109958.pdf>

なお、中間報告書は、主に受注者に対する管渠内作業の安全事項等が記されていますが、下水道管理者が自ら作業する場合についても、同様に安全な作業管理の徹底をお願いします。